

介護保険サービス提供基盤の整備について

(1) 提供基盤の整備に関する基本的な考え方について

提供基盤の整備に当たって考慮すべき基本的な事項

(1) 地域包括ケアシステムの確立・運用

高齢者の方々が住み慣れた地域で生活を営み続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される体制を整備する。

(2) 特別養護老人ホームの機能の重点化（入所要件：要介護3以上に）

入所要件が原則として要介護3以上とされ、中重度の要介護者用の施設に機能が重点化されたが、今後も高齢化が進むことから、地域介護のセーフティネットとして引き続き整備の促進を図る。

本資料は、10月17日時点の検討状況を基に作成しています。

今後の検討状況により内容の変更がありますので、ご留意願います。

次期計画に対する考え方

(1) 施設・居住系サービスの適正な整備

特別養護老人ホームの待機者のうち優先度の高い方の待機状況を速やかに解消できるよう、居宅・病院で待機している要介護2～5の希望者を施設・居住系サービスでカバーできるよう整備する。
特に、居宅・病院で待機している要介護4～5及びひとり暮らし世帯の要介護3の者を特別養護老人ホームでカバーするよう整備する。

(2) 地域包括ケアシステムの核となる居宅系サービスの重点的整備

地域包括ケアシステムの中核となる小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を積極的に整備する。

特別養護老人ホームの整備

(1) 地域バランスに配慮した整備の促進

施設の整備地に偏在があることから、施設が少ない区における整備を推進するため、公有地等を活用した整備を図る。

(2) ユニット型施設の整備の促進

個別ケアによる質の高い介護の提供及びプライバシーの確保を図りつつ、居宅から引き続き連続した生活が送れるよう、ユニット型施設の整備を促進する。

(3) 居宅系サービス機能の併設

居宅介護を支援するため、短期入所生活介護、通所介護などの居宅系サービス機能を併設する。

地域包括ケアシステムの核となる介護サービスの重点的整備

(1) 小規模多機能型居宅介護の整備

訪問介護・通所介護・短期入所の各サービスを高齢者の状態に合わせ効果的に提供することができ、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う小規模多機能型居宅介護を、地域バランスに考慮し、整備の拡大を図る。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

医療的ニーズのある要介護高齢者に対し、訪問介護と訪問看護が24時間体制で一体的に提供でき、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う定期巡回・随時対応型訪問介護看護を、地域バランスに考慮し、整備の拡大を図る。